○環境省令第七号

悪臭防止法（昭和四十六年法律第九十一号）第十三条第二項の規定に基づき、悪臭防止法第十三条第二項に規定する指定機関を指定する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年四月二十六日

環境大臣　松本　龍

悪臭防止法第十三条第二項に規定する指定機関を指定する省令の一部を改正する省令

悪臭防止法第十三条第二項に規定する指定機関を指定する省令（平成十三年環境省令第十九号）の一部を次のように改正する。

表中「社団法人におい・かおり環境協会（昭和六十二年四月一日に社団法人臭気対策研究協会という名称で設立された法人をいう。）」を「公益社団法人におい・かおり環境協会」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○法務省・総務省・経済産業省告示第二号

電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二十一条第二項の規定に基づき、次のとおり指定調査機関の名称の変更の届出があったので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十三年四月二十六日

総務大臣　片山　善博

法務大臣　江田　五月

経済産業大臣　海江田万里

一　変更の届出に係る指定調査機関の名称　財団法人日本情報処理開発協会

二　変更後の指定調査機関の名称　一般財団法人日本情報経済社会推進協会

三　変更の年月日　平成二十三年四月一日

○消防庁告示第三号

消防表彰規程（昭和三十七年消防庁告示第一号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年四月二十六日

消防庁長官　久保　信保

附則に次の一項を加える。

5　消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第二十七条第一項の規定に基づき都知事が管理する消防機関の消防職員及び消防団員並びに都道府県航空消防隊員が原子力災害対応に従事する場合における賞じゅつ金の額は、国及び地方公共団体が消防職員及び消防団員について授与する支給総額との権衡を考慮して、第六条第二項、同条第四項又は第六条の二の規定により定められた額にかかわらず、当該規定により定められた額に一〇〇分の一〇〇に相当する額を加算して得た額とすることができる。

附　則

1　この規程は、告示の日から施行し、平成二十三年三月十一日から適用する。

2　消防庁職員が原子力災害対応に従事する場合における賞じゅつ金の額は、国及び地方公共団体が消防吏員について授与する支給総額との権衡を考慮して、消防表彰規程の一部を改正する告示（平成四年六月三日消防庁告示第二号）附則第二項の規定により定められた額に一〇〇分の五〇に相当する額を加算して得た額とすることができる。

○外務省告示第百七十八号

1　平成二十一年十一月三十日にブリュッセルで署名された科学技術における協力に関する日本国政府と欧州共同体との間の協定について、両締約者が同協定の効力発生のために必要なそれぞれの内部手続が完了した旨を相互に通告する外交上の公文の交換が、平成二十三年三月二十九日にブリュッセルで行われた。よって、同協定は、その第十三条1の規定に従い、同日に効力を生じた。

2　また、同日、同協定についての所要の読替えに関する次の口上書の交換が欧州連合との間に行われた。

平成二十三年四月二十六日

外務大臣　松本　剛明

科学技術における協力に関する日本国政府と欧州共同体との間の協定

日本国政府及び欧州共同体（以下「共同体」という。）は、

日本国と共同体との間の緊密かつ友好的な関係を一層促進することを希望し、また、科学的知識の急速な発展並びにそれが日本国と共同体との間の及び国際的な協力の促進において果たしている積極的な貢献を認識し、

平和的目的及び相互利益のための豊かな協力関係の創造を通じ、共通の関心を有する多くの分野において科学技術における協力の範囲を広げることを希望し、

そのような協力及び当該協力の成果の応用が日本国及び共同体の経済的及び社会的発展に寄与することを確信し、

両締約者間の科学技術における協力を強化する全般的な協力活動を実施するための正式な枠組みを設定することを希望して、

次のとおり協定した。

第一条

1　両締約者は、平和的目的のため、科学技術分野におけるこの協定に基づく協力活動を奨励し、進展させ、及び促進する。

2　この協定に基づく協力活動は、次の原則に基づいて実施する。

(a)　相互にかつ衡平に貢献し、及び利益を得ること。

(b)　研究開発計画へのアクセス及び客員の研究者による施設へのアクセスを相互に認めること。

(c)　この協定に基づく協力活動に影響を与える可能性がある情報を適時に交換すること。

(d)　日本国及び共同体の経済的及び社会的な発展のため、知識に立脚した社会を促進すること。

第二条

1　この協定に基づく協力活動は、直接的協力活動及び間接的協力活動から成る。

2　この協定の適用上、

(a)　「両締約者」とは、日本国政府及び共同体をいう。

(b)　「直接的協力活動」とは、両締約者間又は両締約者の機関の間の協力活動をいう。

(c)　「間接的協力活動」とは、研究開発計画の下で実施される日本国の者と共同体の者との間の協力活動をいう。

(d)　「研究開発計画」とは、共同体が運営する研究及び技術開発のための枠組計画又は日本国政府、日本国政府の機関若しくは公的団体が運営する競争的資金制度を利用する研究開発計画をいう。

(e)　「者」とは、

(i)　日本国については、日本国の国民又は日本国の法律に基づいて設立される法人をいう。

(ii)　共同体については、共同体の構成国の国民又は共同体の構成国若しくは共同体の法律に基づいて設立される法人をいう。

(f)　「機関」とは、

(i)　日本国については、日本国の政府機関をいう。

(ii)　共同体については、欧州委員会をいう。

(g)　「公的団体」とは、公的な団体であって、その予算及び業務計画が日本国政府の権限のある国務大臣によって承認され、かつ、自己の研究開発計画（競争的資金制度を利用するもの）が間接的協力活動のための計画に含まれることについて同意するものをいう。

(h)　「知的財産権」は、千九百六十七年七月十四日にストックホルムで署名された世界知的所有権機関を設立する条約第二条に定義する「知的所有権」と同一の意味で使用する。

第三条

1　直接的協力活動の形態には、次の事項を含めることができる。

(a)　各種の形態の会合（例えば、一般的な又は特定の問題の科学的及び技術的側面に関する討議及び情報の交換を行うための専門家の会合並びに協力することにより効果的に実施することができる研究開発計画を特定するための専門家の会合）

(b)　研究開発に関する活動、政策、慣行及び法令に関する情報の交換

(c)　一般的な又は特定の問題に関する科学者、技術者その他の専門家の訪問及び交流

(d)　第六条に規定する科学技術協力合同委員会が特定し、提案し、及び決定するその他の形態の協力活動の実施

2　一方の締約者の者は、間接的協力活動を進展させるため、他方の締約者の法令に従って、かつ、この協定の附属書Ⅰ及びⅡに従うことを条件として、他方の締約者、その機関又は公的団体が運営する研究開発計画に参加することができる。

第四条

この協定に基づくそれぞれの協力活動の細目及び手続は、当該協力活動を実施する締約者、その機関又は公的団体の間で決定することができる。